

石川県公報

令和 4 年 12 月 13 日

第 1 3 5 6 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○指定介護老人福祉施設の施設の指定の辞退の届出 (同)	2
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (同)	1	○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 (同)	1	○保安林の指定予定 (森林管理課)	2
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○保安林の指定予定の通知 (同)	3
		○公共測量実施公告 (監理課)	3

告 示

石川県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770301057	社会福祉法人天宣会	デイサービスセンターめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	令和4年 12月1日	通所介護
1770301057	社会福祉法人天宣会	ショートステイめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	令和4年 12月1日	短期入所生活介護

石川県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	開設者の名称	介護老人福祉施設の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770301057	社会福祉法人天宣会	特別養護老人ホームめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	令和4年 12月1日	介護老人福祉施設

石川県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770301057	社会福祉法人天宣会	ショートステイめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	令和4年 12月1日	介護予防短期入所 生活介護

石川県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年月日
1770300414	社会福祉法人恵愛会	デイサービスセンターめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	通所介護	令和4年 11月14日
1770300414	社会福祉法人恵愛会	ショートステイめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	短期入所生活介護	令和4年 11月28日

石川県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者から、次のとおり施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	開設者の名称	施設の名称及び所在地	辞 退 し た サービスの種類	辞退の届出 を受理した 年月日
1770300414	社会福祉法人恵愛会	特別養護老人ホームめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	介護老人福祉施設	令和4年 11月28日

石川県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年月日
1770300414	社会福祉法人恵愛会	ショートステイめぐみの里 小松市平面町へ133番地1	介護予防短期入所 生活介護	令和4年 11月28日

石川県告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡穴水町字曾福口83、ヲ17、18の1、18の2、26、ワ2の1、3、カ3から7まで、9、24、27、31、ヨ5の1、5の2、6から8まで、タ1から6まで、9から13まで、16、子11の甲、11の乙、12、13の甲、13の乙、14、

寅12、68、90、91の丙、100、101、133の甲、133の乙、卯22の2、辰30の甲、30の乙、巳14、17、18、午22の乙、23、24、未7、18、21、23の甲、23の乙、24

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第483号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

1 保安林予定森林の所在場所

白山市尾添ラ9の1、カ2の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月13日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	令和4年11月30日から 令和5年2月28日まで	金沢市石引一丁目、同所三丁目、金沢市小立野二丁目、同所四丁目及び同所五丁目の各一部

